

# 日進市環境まちづくり推進会議設置要綱

平成13年9月28日

要綱 第40号

## (目的及び設置)

第1条 日進市環境基本計画を策定するにあたり、にっしん市民環境ネットが策定する市民プランを尊重し、本市における総合的かつ体系的な環境の保全及び創造に関する施策の実効的な推進並びに環境を通したより望ましいまちづくりを進めるため、日進市環境まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は環境基本計画を策定するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境の保全及び創造並びに環境まちづくりの総合的な施策立案及び日進市民環境ネットへの報告に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造並びに環境まちづくり関連施策に関する当面の施策推進に関すること。
- (3) 環境の保全及び創造並びに環境まちづくり施策に関する連絡調整に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事務

## (組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び推進部員をもって組織する。

- 2 議長は、市長をもって充てる。
- 3 副議長は、助役をもって充てる。
- 4 推進部員は、別表1に掲げる政策推進会議の構成員をもって充てる。

## (議長及び副議長)

第4条 議長は、推進会議を代表し、事務を総括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進会議の会議は、日進市政策推進会議の場を利用することとし、議長が招集する。

## (環境まちづくり調整会議)

第6条 推進会議に、環境基本計画策定に係る施策推進及び連絡調整を行うため日進市環境まちづくり調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

- 2 調整会議は、別表2に掲げる部課長全体会議の構成員をもって充てる。

## (環境まちづくり研究会)

第7条 調整会議に、にっしん市民環境ネットと協働して環境基本計画の調査・研究をするため日進市環境まちづくり研究会(以下「研究会」という。)を置く。

2 研究会は、別表 3 に掲げる職員及び公募職員をもって充て、市長が任命する。

(事務局)

第 8 条 推進会議の事務局を産業環境部水と緑の課及び環境課に置く。

(庶務)

第 9 条 推進会議に関する主たる庶務は、産業環境部水と緑の課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 13 年 9 月 28 日から施行する。

別表1 (第3条関係)

役	職	
市		長
助		役
収	入	役
教	育	長
市	長 公 室	長
総	務 部	長
生	涯 支 援 部	長
産	業 環 境 部	長
都	市 建 設 部	長
議	会 事 務 局	長
教	育 振 興 部	長
監	査 委 員 事 務 局	長
都	市 建 設 部	参 事
教	育 振 興 部	参 事
人	事 広 報 課	長
政	策 推 進 課	長
財	政 課	長

別表2 (第6条関係)

役	職	
市		長
助		役
収	入	役
教	育	長
市	長 公 室	長
総	務 部	長
生	涯 支 援 部	長
産	業 環 境 部	長
都	市 建 設 部	長
議	会 事 務 局	長
教	育 振 興 部	長
監	査 委 員 事 務 局	長
都	市 建 設 部	参 事
教	育 振 興 部	参 事
人	事 広 報 課	長
政	策 推 進 課	長
総	務 課	長
財	政 課	長
税	務 課	長
収	納 課	長
市	民 窓 口 課	長
福	祉 推 進 課	長

役	職	
長	寿 支 援 課	長
児	童 課	長
保	健 年 金 課	長
健	康 推 進 課	長
水	と 緑 の 課	長
環	境 課	長
産	業 振 興 課	長
都	市 建 設 部	参 事
都	市 計 画 課	長
建	設 課	長
維	持 管 理 課	長
区	画 整 理 課	長
下	水 道 課	長
浄	化 センター 所	長
会	計 課	長
議	事 課	長
学	校 教 育 課	長
社	会 教 育 課	長
ス	ポ ー ツ 課	長
給	食 センター 所	長
図	書 館	長
市	民 会 館	長

別表 3 ( 第 7 条関係 )

No	所 属 名	選任 職員数(名)
1	人事広報課	2
2	政策推進課	3
3	総務課	2
4	財政課	2
5	税務課・収納課	2
6	市民窓口課	1
7	福祉推進課(あゆみ園・福社会館5館含む)	1
8	長寿支援課	1
9	児童課	1
10	保険年金課	1
11	健康推進課	1
12	水と緑の課	1
13	環境課	2
15	産業振興課	3
16	都市計画課	2
17	建設課・主要幹線道路対策室	2
18	維持管理課	2
19	区画整理課	1
20	下水道課(北部・相野山浄化センター含む)	2
21	議事課	1
22	学校教育課(給食センター含む)	1
23	社会教育課(岩崎城歴史記念館・図書館・市民会館含む)	2
24	スポーツ課(スポーツセンター・総合運動公園含む)	1
25	社会福祉協議会	1
	合 計	38名

上記の選任職員のほか公募職員(10名程度)により構成する。